

# 令和7年度 松山市立三津浜中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月8日 策定

## 【学校のいじめに対する基本認識】

- ・ 本校教育目標の実現に向け、生徒が安心して生活できる環境づくりを行う。
- ・ いじめを生まない、見逃さない、許さない風土をつくる。
- ・ いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応に向け、学校、家庭、地域住民、関係機関との連携を強化する。

## 【いじめ防止対策委員会】

### 【校内】

校長、教頭、主幹教諭  
教務主任、研修主任、学年主任  
養護教諭、学年生徒指導担当  
教育相談担当、(スクールカウンセラー)

### 【家庭地域等】

PTA、学校評議  
委員、民生委員、  
公民館等

### 【外部専門家】

教育支援センター  
所轄警察署等  
弁護士  
(スクールロイヤー)

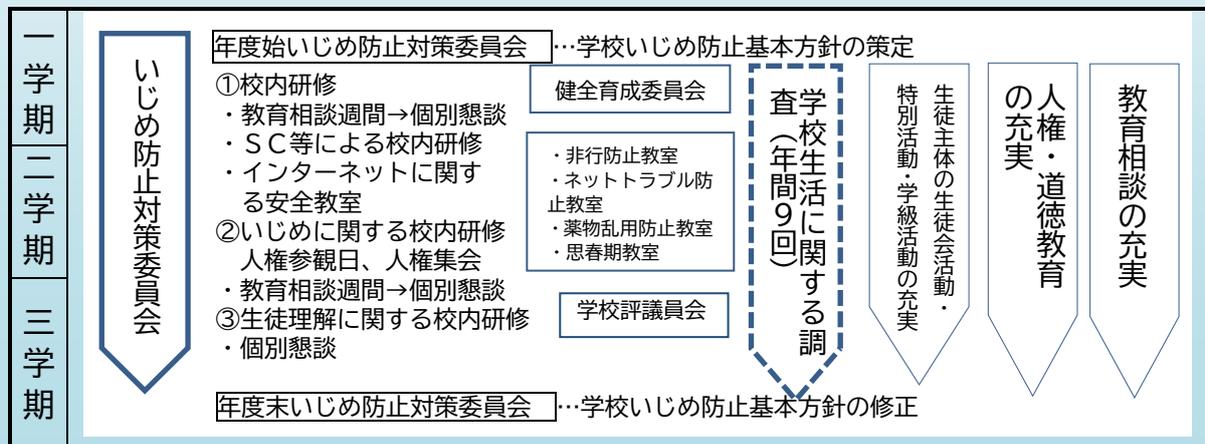
## 【関係機関】

松山市教育委員会  
こども家庭センター  
愛媛県福祉総合支援センター  
医療機関  
法務局  
愛媛大学 等

## 【いじめ防止】

- ① 校長のリーダーシップの下、いじめ撲滅の指導体制を確立する。
- ② 全教育活動を通じて、生徒の自尊感情を高める。
- ③ 校内研修等により、教職員の資質・能力を向上させる。
- ④ 道徳教育と、特別活動を中心とした体験活動の充実を図る。
- ⑤ 心の通う学級経営の充実を図る。
- ⑥ 生徒による「いじめ0の日活動」の企画、運営。
- ⑦ 三津浜地区青少年健全育成連絡協議会において、いじめ問題を地域ぐるみで協議する。

## 【いじめ防止対策年間計画】



### 【早期発見】

- ① 生徒のサインや変化の早期発見
- ② 毎週、生徒指導部会を実施し各学年の情報を共有
- ③ 毎月、いじめに関するアンケートを実施
- ④ 教育相談の時間の確保、及び教育相談体制の確立
- ⑤ スクールカウンセラー等の専門家の活用
- ⑥ 「いじめ実態把握専用メール」の運用
- ⑦ 学校以外の相談窓口について周知

### 【いじめに対する措置（対応）】

